

茅ヶ崎市次期環境基本計画策定方針

平成30年11月14日

1 計画策定の趣旨

本市では、平成8年9月に環境の保全及び創造に関する理念を示した「茅ヶ崎市環境基本条例（以下、「条例」といいます。）」を制定しました。10年3月には、条例の理念を具体化した「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する目標や施策を長期的な観点から総合的に明らかにしました。その後、15年3月の改訂を経て、23年3月には、世界的な情勢や国の動向、本市の環境施策に関する動きの変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素型社会の構築を軸とした「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）（以下、「現計画」といいます。）」を策定しました。

現計画では、条例に掲げる「環境の保全及び創造」を具現化するため、「健全で恵み豊かな環境を享受し、これを将来の世代に継承する。」「自然と人の豊かなふれあいの実現をめざす。」「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築をめざす。」「地球環境保全を自らの問題として認識し、積極的に推進する。」の4つの基本理念や本市が目指すべき環境の将来像を掲げ、その実現に向け達成すべき目標や施策を定め、取り組みを進めてきたところです。

現計画の計画期間は、「茅ヶ崎市総合計画基本構想（以下、「総合計画」といいます。）」と整合を図るため、32年度を目標に必要な施策を実施してきました。この間、施策の進捗状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間の中間にあたる27年度に中間見直しを行いました。

こうした状況の中、現計画が目標年次である32年度を迎えることから、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、「33年度を始期とする環境基本計画（以下、「次期環境基本計画」といいます。）」を策定するものです。

（参考：環境基本計画（2011年版）「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」）

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄遣いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発

によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

2 計画の位置付け

(1) 茅ヶ崎市環境基本条例における位置付け

条例第9条には、「環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示した環境基本計画を策定しなければならない。」と規定されています。次期環境基本計画は、当該規定に基づく計画として位置付けるものです。

(2) 茅ヶ崎市総合計画との関係

環境基本計画は環境の分野における施策を体系的に定める計画です。茅ヶ崎市自治基本条例第18条第3項では「行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない」と規定しています。そのため、策定にあたっては平成29年度から策定に向けた取り組みを進めている次期総合計画との整合を図り策定します。

(3) 環境の保全及び創造に関する他の計画との関係

本市では、環境の保全及び創造に直接的または間接的に関連性を持つ様々な個別計画を立てていますが、現計画はこれらの計画の上位に位置付けられています。また、現計画と同じく体系上の上位計画となっているちがさき都市マスタープランとは整合を図っています。

策定にあたっては、長期的な観点から総合的、体系的に環境の保全及び創造に関する取り組みを推進するため、基本的に現計画における位置付けを継承します。

ア 茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める地方公共団体実行計画として、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策（以下、「区域施策編」といいます。）と、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策（以下、「事務事業編」といいます。）を網羅的かつ体系的に整備した計画です。現行の計画期間は、25年度から32年度までの8年間です。

これまで、地球温暖化対策に関する個別計画として進行管理を行っていましたが、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の推進」が現計画において施策の柱の一つとなっており、特に区域施策編の取り組みは環境基本計画の評価作業と重複する部分がありました。

そのため、より効率的な計画の進行管理を目指し、環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の区域施策編を統合します。また、地球温暖化対策実行計画の事務事業編は次期環境基本計画と整合を図り策定します。

イ 茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の区域内から発生する一般廃棄物（ごみ・生

活排水) の処理・処分に関し、基本的な方向を長期的な視点に立って策定する計画です。計画期間は、25 年度から 34 年度までの 10 年間です。30 年 3 月に計画の改訂を行いました。

環境基本計画は、一般廃棄物に関する事項を包含していることから、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り策定します。

ウ (仮称) 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

都市緑地法に基づき、市の区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標と施策を明らかにする計画です。計画期間は、21 年から 30 年の 10 年間です。現在 30 年度の改定に向けた作業を進めています。

生物多様性基本法で地方公共団体の策定が努力義務とされている「生物多様性地域戦略」についても、現在改定中のみどりの基本計画に新たに位置づける予定です。

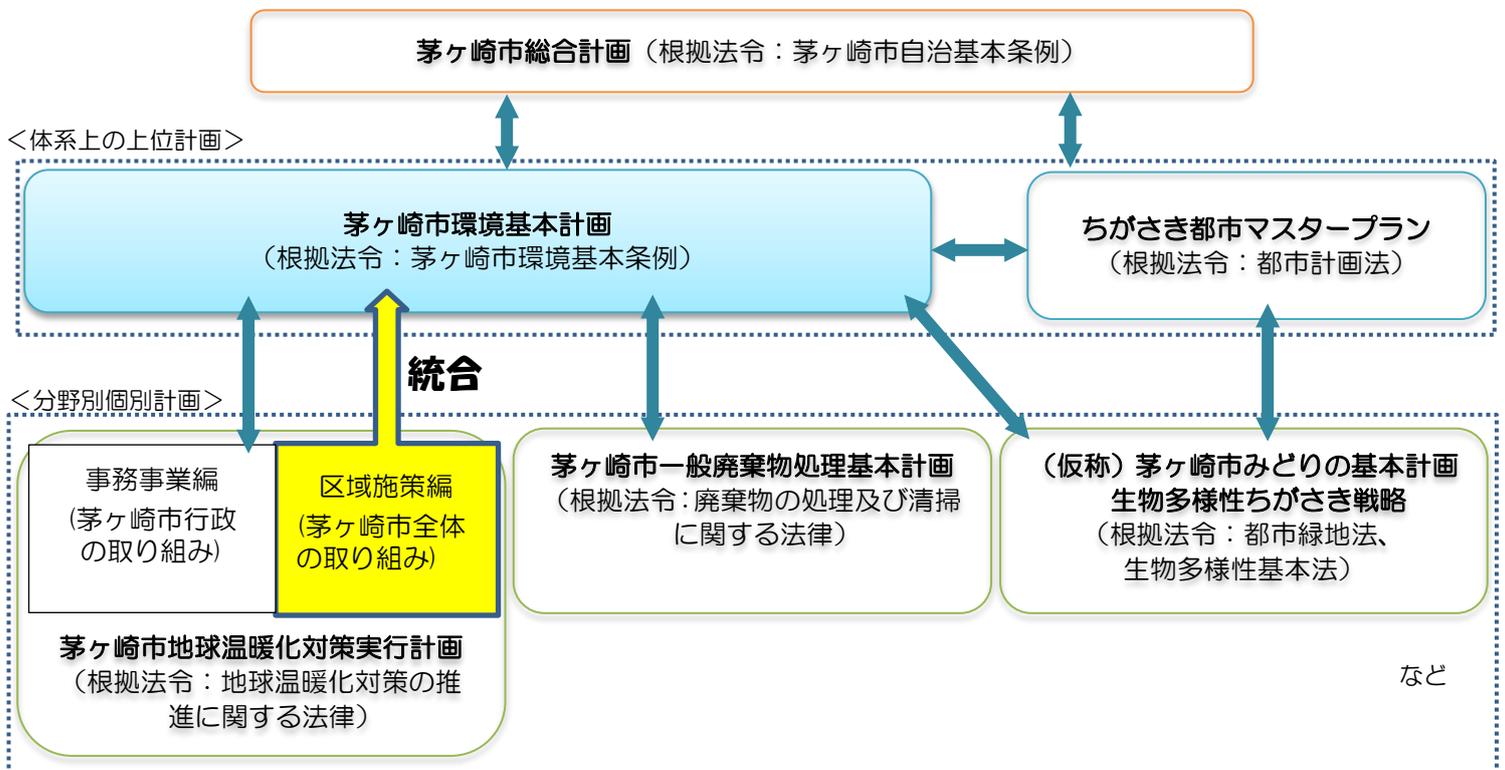
生物多様性を担保することは、本市の環境の保全及び創造にとっても重要であることから、(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略とも整合を図り策定します。

エ ちがさき都市マスタープラン

都市計画法に基づき、市の都市計画の基本的な方向性を定める計画。計画期間は 20 年度から概ね 10 年間です。現在 30 年度の改定に向け作業を進めています。

都市づくりを行う際に環境への配慮が根底に据えられるよう、ちがさき都市マスタープランとの整合を図り策定します。

【計画の位置付けのイメージ】



(参照条文)

○茅ヶ崎市環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。
- 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるための必要な措置を講じるとともに、茅ヶ崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

○茅ヶ崎市自治基本条例

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

3 計画策定の基本姿勢

- (1) 現計画における「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」を継承しつつも、世界的なトレンド及び社会情勢の変化に対応した計画づくりを行います。
- (2) 環境基本計画は、環境分野における施策を体系的に定める計画であり、個別計画といえその守備範囲は広く、包括個別計画とでもいうべきものです。そのため、本市の環境施策を大局から俯瞰した計画づくりを行います。
- (3) 計画の策定にあたっては、国が策定している「第五次環境基本計画」「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」及び神奈川県が策定している「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、本市の特性に合わせた計画づくりを行います。
- (4) 環境の保全及び創造は、私たちの活動に伴って引き起こされる諸問題と密接に関係することから、「持続

可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、「SDGs」)を意識した計画づくりを行います。

(5) 環境の保全及び創造は、行政の努力のみで実現できるものではありません。多様な主体が協力して取り組むことで、実現できるものです。そのため、計画策定の段階から市民参加を進め、各主体の合意に基づく計画づくりを行います。

(6) 計画の実効性を担保するためには、「実施／計画」「実績／計画」の状況を客観的な事実に基づいて評価することが不可欠です。そのため成果を明確にできるよう、目標による管理ができる計画づくりを行います。なお、その際には、総合計画実施計画における評価と有機的な連動ができるようにします。

(7) 茅ヶ崎市自治基本条例第 18 条第 2 項には、「総合計画は、(中略) 財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。」と規定されています。また、同条第 6 項には、「政策は、(中略) 総合計画に根拠を有するものでなければならない。」とも規定されています。そのため、厳しい財政状況を踏まえ、その中での実現可能性を追求した、より現実的な計画づくりを行います。

4 計画の構成及び期間

環境基本計画は、市の環境施策の基本的な方向性を定める計画であり、市内の環境の変化や社会情勢の変化等を的確に捉え、計画の実行性を確保する必要があります。

次期環境基本計画の策定にあたり、その構成及び期間については次のとおり検討を進めます。

(1) 構成

- ・現計画を基本としつつ、次期総合計画との整合を図りながら、時代の変化等に柔軟に対応できるようにするとともに、的確な進行管理の方法についても策定段階において検討します。
- ・条例第 9 条で定める「環境基本計画」及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第 21 条で定める「地方公共団体実行計画」を満たすものとします。
- ・地球温暖化対策実行計画の区域施策編を含むものとします。
- ・温室効果ガス削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」を意識しつつ、本市の特性を踏まえた目標設定とします。
- ・気候変動適応法第 12 条で定める「地域気候変動適応計画」を満たすものとします。

(2) 期間

中長期的（30 年程度）な展望を持ちながら、計画期間は 10 年とし、概ね 5 年を目途に中間見直しを行います。

5 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、市の内部検討体制を組織し検討を進めるとともに、計画骨子を附属機関である茅ヶ崎市環境審議会に諮ることとします。また、茅ヶ崎市自治基本条例第 4 条に規定する本市における自治の基本理念に則り、同条例第 16 条の規定を踏まえ市民参加の機会を確保するとともに、寄せられた意見・提案等を多角的かつ総合的に検討し、計画に反映させるよう努めます。

(参照条文)

○茅ヶ崎市自治基本条例

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(1) 市民参加

次期環境基本計画の策定における市民参加の場及び機会は、以下のとおり予定しています。

ア アンケート

無作為抽出による市民を対象として、郵送によるアンケート調査を実施し、市民の環境に関する意識調査を行うとともに、目標設定等に活用します。

イ ワークショップ

多様な人材や幅広い世代の市民同士が、これからの環境について対話するワークショップを開催することにより、環境への関心やまちへの環境配慮意識の醸成を図るとともに、より多くの市民から環境に対する意見等を聴取します。

ウ 市民討議会

無作為抽出により選出された市民が集まり、環境の課題について話し合います。メンバーとなる市民を無作為に抽出し、幅広い層の潜在的な市民の声を反映させることができます。

エ 意見交換会

市から計画の素案等に関する説明を行ったのち、参加者との意見交換を行います。主催者と参加者の双方向の対話により情報共有に加えて相互理解を深めることができます。誰でも参加できることから、市民の意見等の把握等に活用します。

オ パブリックコメント手続

次期環境基本計画（素案）について、パブリックコメント手続を実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮し計画策定を行います。

カ その他の意見聴取等

広報紙やホームページを活用し、市民と計画の策定状況を情報共有するとともに、出前講座等の様々な機会を捉えて、市民からの意見を広く募集します。

(2) 附属機関

計画骨子などについて審議又は意見聴取を行います。

ア 茅ヶ崎市環境審議会

公募の市民、学識経験者、関係団体等の代表者などで構成されます。本市の環境基本計画の策定及び変更、環境に関する市の主要な施策又は方針の立案等に関する事項について審議します。

イ 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会

公募の市民、学識経験者、関係団体等の代表者などで構成されます。本市の地球温暖化対策実行計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項について審議します。

ウ 茅ヶ崎市みどり審議会

公募の市民、学識経験者、関係団体等の代表者などで構成されます。本市のみどりの基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項について審議しています。環境基本計画は、みどりの基本計画に位置づけられている施策との関連が深いため、本計画の策定段階において必要に応じてみどり審議会への意見聴取を行います。

(3) 市の内部検討体制

次期環境基本計画の策定における市の内部検討体制は、次のとおりとします。

ア 茅ヶ崎市環境調整会議

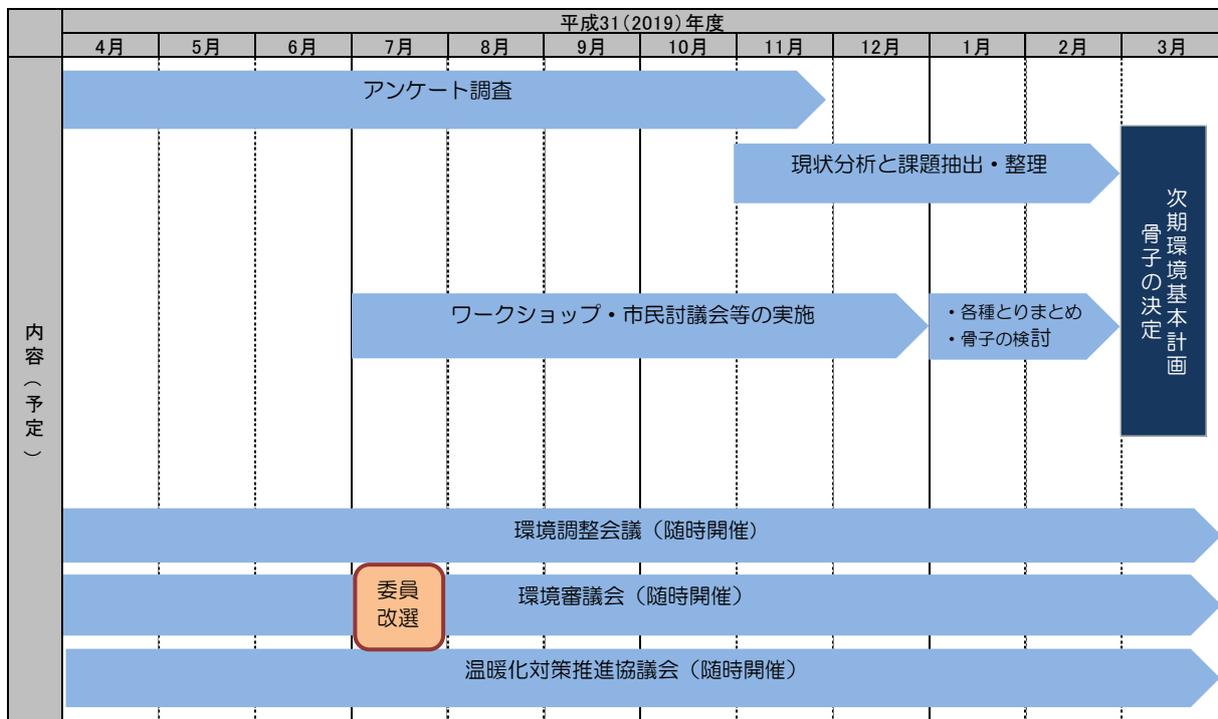
市長、副市長、教育長、庁内の部局長級職員をもって構成し、計画策定における重要事項等を審議します。

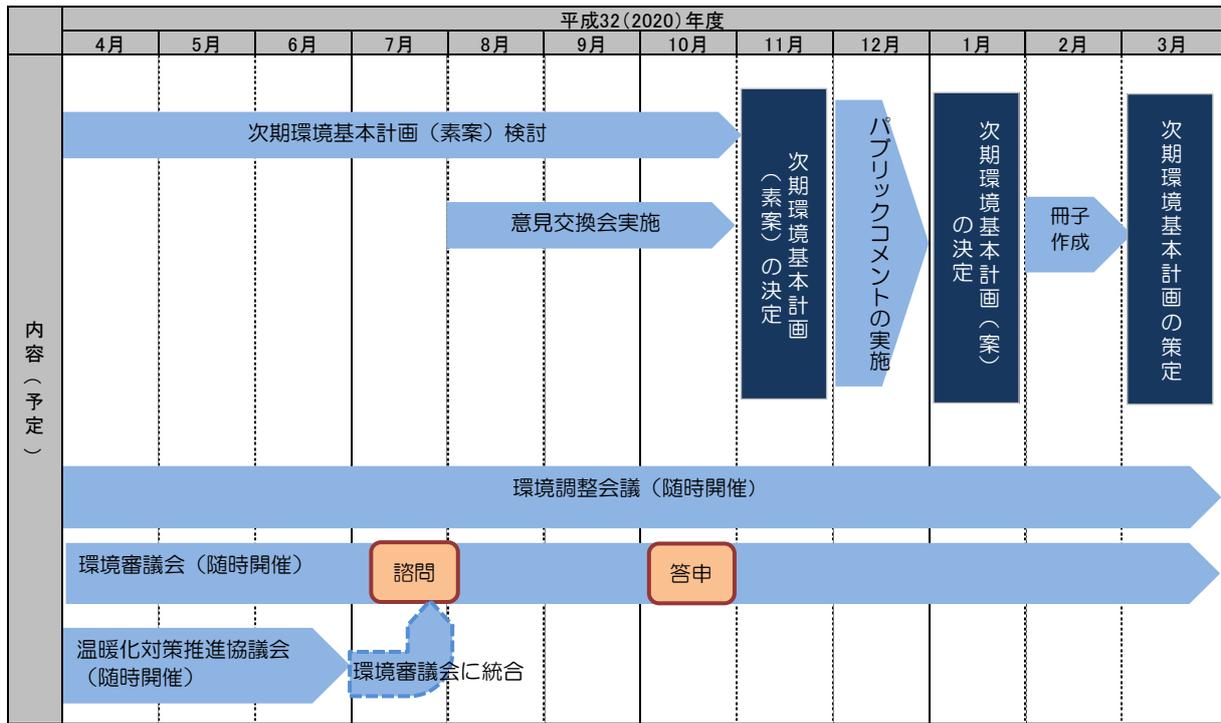
イ 茅ヶ崎市環境調整会議幹事会

庁内の課長級職員をもって構成し、茅ヶ崎市環境調整会議への付議前に、計画策定における専門的技術的事項等について調査し審議します。

6 計画策定スケジュール

次期環境基本計画の主な策定スケジュールは次のとおりとします。





※スケジュールは、今後の検討内容により変更が生じる場合があります。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31（2019）年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本方針における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。